

第 18 編 農 道 編

第1章 道 路

第1節 適 用

農道工事における道路の施工については、第10編第1章道路改良の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**及び以下の基準類、第10編道路編に掲げる適用すべき諸基準による。

また、この諸基準は、最新版を適用する。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

農林水産省 土地改良事業計画設計基準・設計「農道」 (平成17年3月)

第2章 舗 装

第1節 適 用

農道工事における舗装の施工については、第10編第2章舗装の規定による。

第3章 橋 梁 下 部

第1節 適 用

農道工事における橋梁下部の施工については、第10編第3章橋梁下部の規定による。

第4章 鋼 橋 上 部

第1節 適 用

農道工事における鋼橋上部の施工については、第10編第4章鋼橋上部の規定による。

第5章 コンクリート橋上部

第1節 適 用

農道工事におけるコンクリート橋上部の施工については、第10編第5章コンクリート橋上部の規定による。

第6章 トンネル

第1節 適 用

農道工事におけるトンネルの施工については、第10編第6章トンネル（NATM）の規定による。

第7章 道路修繕

第1節 適 用

農道工事における道路修繕の施工については、第10編第12章道路修繕の規定による。